

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	工藤恭孝
【住所又は本店所在地】	兵庫県芦屋市月若町
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年3月29日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	丸善CHIホールディングス株式会社
証券コード	3159
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	工藤恭孝
住所又は本店所在地	兵庫県芦屋市月若町
事務上の連絡先及び担当者名	工藤泰子
電話番号	0797 - 23 - 3337

## 2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	工藤泰子
住所又は本店所在地	兵庫県芦屋市月若町
事務上の連絡先及び担当者名	工藤泰子
電話番号	0797 - 23 - 3337

## 3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社フォルトウナ
住所又は本店所在地	東京都港区高輪3丁目12 - 32
事務上の連絡先及び担当者名	工藤泰子
電話番号	0797-23-3337

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.10
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年3月9日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

【表紙】

【提出日】

令和4年3月11日

(訂正後)

【表紙】

【提出日】

令和4年3月29日

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成28年4月4日付で6717810株について、株式会社みずほ銀行を差入先とする担保(質権)設定。  
令和元年10月30日付で389600株について、株式会社三井住友銀行を差入先とすつ担保(質権)設定。  
平成28年4月4日付で質権設定した6717810株(差入先:株式会社みずほ銀行)のうち、400万株について質権設定解除。その後、株式会社フォルトウナへ譲渡。  
平成28年4月4日付で質権設定した6717810株(差入先:みずほ銀行)のうち、1400000株について令和3年1月13日付で質権設定解除。  
令和3年1月13日付で質権設定解除された1400000株のうち、令和3年3月22日付で1000000株について、神戸信用金庫を差入先とする担保(質権)設定。  
平成28年4月4日付で質権設定した6717810株(差入先:株式会社みずほ銀行)のうち、1317810株について令和3年3月22日付で質権設定解除。  
令和3年3月22日付で締結した株式譲渡契約に基づき、当該株式1317810株について、株式会社フォルトウナへ同日譲渡した。  
令和3年6月25日付をもって、大日本印刷株式会社との議決権の共同行使の合意を解消した。  
令和3年12月15日付けをもって保有目的を経営安定のためから投資へ変更した。  
令和3年3月22日付で神戸信用金庫へ差入れた1,000,000株のうち、500,000株が令和4年3月9日付で質権設定解除。

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成28年4月4日付で6717810株について、株式会社みずほ銀行を差入先とする担保(質権)設定。  
令和元年10月30日付で389600株について、株式会社三井住友銀行を差入先とすつ担保(質権)設定。  
平成28年4月4日付で質権設定した6717810株(差入先:株式会社みずほ銀行)のうち、400万株について質権設定解除。その後、株式会社フォルトウナへ譲渡。  
平成28年4月4日付で質権設定した6717810株(差入先:みずほ銀行)のうち、1400000株について令和3年1月13日付で質権設定解除。  
令和3年1月13日付で質権設定解除された1400000株のうち、令和3年3月22日付で1000000株について、神戸信用金庫を差入先とする担保(質権)設定。  
平成28年4月4日付で質権設定した6717810株(差入先:株式会社みずほ銀行)のうち、1317810株について令和3年3月22日付で質権設定解除。  
令和3年3月22日付で締結した株式譲渡契約に基づき、当該株式1317810株について、株式会社フォルトウナへ同日譲渡した。  
令和3年6月25日付をもって、大日本印刷株式会社との議決権の共同行使の合意を解消した。  
令和3年12月15日付けをもって保有目的を経営安定のためから投資へ変更した。  
令和3年3月22日付で神戸信用金庫へ差入れた1,000,000株について令和4年3月9日付で質権設定解除。